

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長及び佐倉市選挙管理委員会委員長より通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 平成30年12月19日

措置結果告示日 平成31年 2月25日

佐倉市監査委員 山 口 勉

佐倉市監査委員 松 田 和 哲

佐倉市監査委員 川名部 実

平成30年度定期監査及び行政監査(第1回)

監査対象部署

[予備監査及び監査委員監査]

健康こども部（子育て支援課、児童青少年課、健康増進課、生涯スポーツ課、志津保育園、北志津保育園、南志津保育園）、環境部（生活環境課、廃棄物対策課）、都市部（都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課）、選挙管理委員会事務局

[書面審査]

企画政策部（秘書課、企画政策課、地域創生課、財政課、広報課）、市民部（市民課、健康保険課、自治人権推進課、志津出張所、臼井・千代田出張所、根郷出張所、ユーカリが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西志津市民サービスセンター、佐倉市民サービスセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、ミレニアムセンター佐倉、千代田・染井野ふれあいセンター、市民公益活動サポートセンター、消費生活センター）、福祉部（社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課）、契約検査室、上下水道部（経営企画課、給排水課、維持管理課、建設課）

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
1 指摘事項 (1) 契約事務について ア 随意契約締結の理由選択誤り（健康増進課、廃棄物対策課、住宅課） 随意契約締結の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが6件（健康増進課4件、廃棄物対策課1件、住宅課1件）認められた。 事務処理要領等マニュアルの徹底及び組織内の内部統制機能を構築し、再発防止に努められたい。 なお、廃棄物対策課については、平成28年度定期監査及び行政監査においても、同一の事項について指摘をしたところであり、改善措置をとったにもかかわらず、再度同様な誤りがあったことから、再発防止に向けて真摯に取り組まれたい。 イ 予定価格書の作成漏れ及び専決区分誤り並びに契約事務の不適切な執行（公園緑地課）	1 指摘事項 (1) 契約事務について ア 随意契約締結の理由選択誤り（健康増進課） 随意契約の根拠条項の誤りにつきましては、根拠法令及び事務処理要領等を遵守の上、今後は適切な理由選択を徹底してまいります。 （廃棄物対策課） 関係規程の周知を徹底するとともに、決裁に際しては、根拠となる法令やマニュアルの写しを添付し、担当者及び決裁者がチェックすることにより、再発防止を図ります。 （住宅課） 随意契約ガイドラインや事務処理要領等を周知徹底のうえ、チェック機能を強化し、再発防止に努めてまいります。 イ 予定価格書の作成漏れ及び専決区分誤り並びに契約事務の不適切な執行（公園緑地課）

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
随意契約を行うに当たっては、佐倉市財務規則第3条別表第1及び第3に専決区分が規定され、同規則第143条各号のいずれかに該当する契約を除き、事前に予定価格書を作成すると規定されている。 しかし、「平成30年度さくら庭園管理業務委託」については、予定価格書がないまま随意契約が締結されていた。 また、「平成30年度小規模公園管理等業務委託」については、部長専決のところ課長専決で処理し、予定価格書もないまま随意契約が締結されていた。 さらに、両契約は単価契約であるが、契約に当たって、人件費と機械類については設計単価を上回る見積額で契約を締結していた。また、予定数量である作業時間については設計数量よりも見積書の数量が下回っており、その結果、発注予定総額では設計額より見積額が安くなっている。これでは、管理業務に必要な作業時間を確保したとは言えず、委託に当たっての設計書の軽視にもなる。 今後は、佐倉市財務規則を遵守した適正な事務処理をするとともに、契約事務に当たっての公開性や透明性を確保した契約事務とするよう改められたい。 ウ 専決区分誤り（廃棄物対策課） 佐倉市財務規則第152条の規定により監督員を命ずることは、同規則別表第3その2において部長専決事項と規定されている。 しかし、「平成30年度動物死体収集運搬業務委託」について、部長専決のところ、課長専決で処理していた。 今後は、専決区分や専決者の誤りのないよう、佐倉市財務規則を遵守し、適正な事務処理をされたい。 エ 協議書及び同意書の記載誤り（健康増進課） 佐倉市財務規則第142条第2項の規定により見積書を徴しないときは、佐倉市契約事務要綱第28条第3項で、市が決定する予定価格により協議し、同意書を徴すると規定されている。 「千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業委託」の契約に当たっては、同要綱の規定に基づき、協議書により協議し同意書を徴しているが、誤って当該契約名と異なる件名「平成30年度佐倉市個別予防接種業務委託」の協議書による同意書を徴していた。	佐倉市財務規則を遵守した適正な事務処理を徹底してまいります。 ウ 専決区分誤り（廃棄物対策課） 関係規程の周知を徹底させ、適正な事務処理となるよう努めます。 エ 協議書及び同意書の記載誤り（健康増進課） 同意書における件名の誤りにつきましては、今後はチェック機能を強化し、適切な事務処理に努めてまいります。

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
今後は、慎重な事務手続きを励行するとともに、チェック機能を強化し、再発防止に努められたい。 オ 契約事務に係る文書の起案者について（都市計画課） 佐倉市事務決裁規程第3条第2項ただし書きでは、市長の決裁事項及び副市長の専決事項のうち、当該事務を所掌する班が編成されているときは、起案者は、班長又は課長以上の職にある者でなければならないと規定されている。 しかし、「京成志津駅構内使用」及び「佐倉市コミュニティバス（内郷ルート）」の執行及び契約締結の決裁について、班員である担当者が起案していた。 今後は、佐倉市事務決裁規程に基づく起案を徹底されたい。 （2）文書の収受について（児童青少年課） 佐倉市文書管理規程第12条では、第3号に掲げる印刷物等を除き、第1号で、文書及び荷物は、直ちに開封して確認の上、文書の余白に文書収受印を押印すると規定されている。 しかし、補助金の交付申請に係る申請書2件に収受印の押印がなかった。 今後は、佐倉市文書管理規程に基づく文書収受を徹底されたい。 （3）補助事業に関する交付申請書及び実績報告書について（廃棄物対策課、建築指導課） 「佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金交付申請書」1件について、委任状が添付されているが、記載された金額が交付申請額と異なっていた。 また、「佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金実績報告書」3件について、交付決定兼確定通知日の記載がなかった。（廃棄物対策課） さらに、「住まいの安全・安心リフォーム支援事業補助金の交付申請書」2件について、事業に要する経費に額が記載されていなかった。（建築指導課） 今後は、チェック機能を強化し、再発防止に努められたい。 （4）交付金の厳格な精算処理について（児童青少年課） 佐倉市青少年相談員連絡協議会及び佐倉市青少年育成市民会議に対して佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金を支給し、青少年健全育成の推	オ 契約事務に係る文書の起案者について（都市計画課） 事務決裁規程を遵守してまいります。 （2）文書の収受について（児童青少年課） 佐倉市文書管理規程に則った文書収受を徹底してまいります。 （3）補助事業に関する交付申請書及び実績報告書について（廃棄物対策課） 交付申請書及び実績報告書の確認のためのチェックリストを作成しました。今後は、このチェックリストにより提出書類のチェックを行い、事務誤りの防止に努めてまいります。 （建築指導課） 住まいの安全・安心リフォーム支援事業補助金交付要綱を周知徹底のうえ、チェック機能を強化し、再発防止に努めてまいります。 （4）交付金の厳格な精算処理について（児童青少年課） 佐倉市財務規則及び佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金交付要綱を遵守するとともに、交付団体に対して指導を徹底し、厳格な精算処理に努めて

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
進を図っている。両者とも事務局は児童青少年課にあり、両者の年間収入はほぼ全額市からの交付金で構成されている。佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金交付要綱によると、当該交付金は概算払いで、年度末の実績報告により精算を行い額の確定をすることになっているが、平成29年度収支報告書では繰越金が生じているにもかかわらず、概算払額での精算処理として額の確定を行い、その結果、余剰金の市への返還がされていなかった。 速やかに適正な精算処理を行うとともに、今後は慎重かつ厳格な精算を行うよう再発防止に努められたい。 (5) 交付金交付要綱の見直しについて（児童青少年課） 平成29年度の佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金額は、佐倉市青少年相談員連絡協議会に1,500,000円、佐倉市青少年育成市民会議に1,650,000円である。両者とも支出額のうち各地区への助成金の支出が多額を占めている。佐倉市青少年相談員連絡協議会は交付金のうち4割以上の643,638円を各地区へ活動助成金として支出し、佐倉市青少年育成市民会議は1,560,000円を佐倉地区青少年育成住民会議外6地区へ助成金として支出している。特に佐倉市青少年育成会議については交付金1,650,000円ほぼ全額が各地区への助成金として通過勘定となっている実態が認められ、さらに、各地区の決算報告では余剰金が発生しているものが見受けられた。 同交付金が各地区の青少年相談員や地区青少年住民会議等に真に必要な助成であるならば、佐倉市青少年相談員連絡協議会や佐倉市青少年育成会議の存立の要否、交付金の透明性の確保及び効果測定の観点から佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金交付要綱の見直しをされたい。 (6) 委託事業の精算処理について（公園緑地課、生涯スポーツ課） 公園緑地課において「平成29年度長嶋茂雄記念岩名球場改修記念に伴うイベント開催業務委託契約」を佐倉イースタンリーグ実行委員会と結び、プロ野球イースタンリーグの試合を開催した。当該契約は概算払いで、業務完了後、業務報告書及び収支報告書により精算を行い、業務委託料の額を確定することになっている。当該実行委員会では会長が市長であり、事務局にも市職員が少なから	まいます。 (5) 交付金交付要綱の見直しについて（児童青少年課） 佐倉市青少年健全育成団体事業交付金のあり方について、交付金の透明性の確保や効果測定の観点から、それぞれの団体が有する機能や役割を精査するとともに、佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金交付要綱の見直しを行ってまいります。 (6) 委託事業の精算処理について（公園緑地課） 平成29年度委託事業及び平成30年度事業の余剰金については、スポーツ振興基金へ繰り入れ、適正に処理してまいります。 (生涯スポーツ課) 平成29年度委託事業及び平成30年度事業の余剰金につきましては、スポーツ振興基金に繰り入れ、積み立ててまいります。

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
ず関わっている。平成29年度収支決算書によると概算払額より実支出額が多いため概算払額と精算額が同額として額の確定がなされているが、少額の余剰金が発生しており、同委員会の繰越金として処理されている。業務委託仕様書によれば入場券販売等で得た利益金についてはスポーツ振興基金に繰り入れることとなっていることから、速やかに余剰金をスポーツ振興基金へ繰り入れられたい。 また、平成30年度については生涯スポーツ課において佐倉イースタンリーグ事業補助金として佐倉イースタンリーグ実行委員会に対し、プロ野球イースタンリーグの試合開催のための経費の2分の1以内の額を補助して、事業実施したが、実行委員会には、補助金以外にも、チケット収入や協賛金収入があり、余剰金が生じる可能性がある。 仮に、プロ野球イースタンリーグの試合開催を恒例のものとするのであれば、余剰金を一旦市に返還し、市は基金として積み立て、次年度改めて補助金として支出するなど余剰金に対応した仕組みとすべきである。 次年度以降もプロ野球イースタンリーグの試合を開催するのであれば、補助金の支出の在り方について検討されたい。 (7) 保育園保護者負担金の滞納者への対応について(子育て支援課) 佐倉市保育料滞納整理事務処理要綱では、保育料を滞納している納付義務者から保育料の納付に係る相談又は保育園の利用の申込みを受けた場合には、納付誓約書を提出させるとしている。 しかし、実際には、2回窓口にて納付させてから、納付誓約書の作成を求めるという扱いをしており、要綱に沿った事務処理がなされていない。 滞納者への対応については、新規滞納発生を防止し、回収の徹底を図るため、要綱にのっとりた厳格な処理をされたい。 (8) 粗大ゴミ処理手数料の納期限遵守について(廃棄物対策課) 廃棄物対策課が所管する粗大ゴミ処理手数料は、粗大ゴミ処理券を販売した各店舗が、前月末締め、翌月25日を納期限として手数料を佐倉市に納付することになっているが、平成30年7月分の粗大ゴミ処理手数料について、8月27日の納期限を徒過して納付されたものが、5件合計額111,054円に上った。	また、公金支出の在り方につきましては、当該事業の継続性、余剰金の使途、支出の目的・効果などを含めまして、総合的に検討してまいります。 (7) 保育園保護者負担金の滞納者への対応について(子育て支援課) 佐倉市保育料滞納整理事務処理要綱に沿って厳格に処理してまいります。 (8) 粗大ゴミ処理手数料の納期限遵守について(廃棄物対策課) 処理券取扱業者と密に連絡を取り、納期限を遵守するように指導してまいります。

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
処理券を販売する業者へ、納期限遵守の指導を徹底されたい (9) 屋外広告物申請に係る事務について(都市計画課) 屋外広告物申請手数料の徴収については、佐倉市財務規則第32条の規定により納期限10日前までに納入の通知をすることとなっている。 しかし、無届及び更新時期を逸した広告物については、即、申請手続き及び納付を促すべきところ、同規則に従うと納付日が相当期間遅延することから、納期限を空欄とした納入通知書を相手方に交付していた。その結果、納付遅延による収入未済が発生した。 今後は、緊急時に則した納期限を設定するなど、事務手続を見直されたい。 (10) 個人情報等が記載された文書の管理について(高齢者福祉課、生活環境課、生涯スポーツ課、都市計画課、公園緑地課、市街地整備課、維持管理課) 市が保有する個人情報等が記載された文書の保管場所について施錠がされていなかった。個人情報の記載された文書の紛失、盗難等による個人情報流失のリスクに備えるため、施錠可能な保管場所を確保したうえで、施錠を徹底されたい。	(9) 屋外広告物申請に係る事務について(都市計画課) 屋外広告物申請手数料の徴収につきましては、納入通知への納期限の記載を徹底し、適切な指導と併せて収入未済の防止に努めてまいります。 (10) 個人情報等が記載された文書の管理について (高齢者福祉課) 個人情報等が記載された文書の管理につきましては、保管場所の入口を施錠し、適切に管理してまいります。 (生活環境課) 施錠可能な保管場所を確保するとともに、執務時間外における施錠を徹底するようにいたしました。 (生涯スポーツ課) 施錠可能なキャビネットに文書を保管したうえで、施錠を徹底してまいります。 (都市計画課・公園緑地課・市街地整備課) 個人情報等が記載された文書につきましては、施錠可能な保管場所を確保しました。 今後、施錠を徹底してまいります。 (維持管理課) 下水道事業において、個人情報等が記載されている申請書、通知書等の文書管理について、個人情報流失のリスクに備え保管場所に施錠の処置をいたしました。
2 意見 (1) 保育園待機児童の解消について(子育て支援課)	2 意見 (1) 保育園待機児童の解消について(子育て支援課)

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
女性の就業率向上や保育料助成制度整備に伴い、保育園入園希望者が増加傾向にあり、保育園新設にもかかわらず保育園入園待機者の増加がますます深刻化している。他方、少子化現象に歯止めはかからず、近い将来には保育園入園児の減少も想定される。このような現状下において、市内の全ての公立保育園の入園児は定員のほぼ100パーセント以下で推移している反面、私立保育園は100パーセント超での入園数を確保している保育園が多数存在している。これは、保育園の入園可能人数が、保育士の確保を前提として、定員の120パーセントまでできることにゆえんする。保育園の新設は、時間的にも長期を要し、多額の予算措置を講ずるのみならず、保育士の確保策も必要であり、また、今後の保育園児の推移予想からすると、今ある施設の有効活用が最も得策であり、待機児童の解消にも一助となる。緊急避難的な対応として、保育士の確保策を急ぎ講じることにより、公立保育園による100パーセント超の入園児の増加を図り、可能な限りの待機児童の解消に努められたい。 (2) 子育て支援に係る各センターの連携に向けた体制整備について（子育て支援課） 子育て世代の支援事業については、子育て世代包括支援センター事業（平成30年度当初予算額41,605,000円）、子育て支援センター事業（同7,788,000円）、ファミリーサポートセンター事業（同12,068,000円）があるが、支援施策の利便性を向上させるため、各センター事業が縦割りになることを避け、センター相互間の連携が確保されるような体制整備を図られたい。 (3) 千葉県食生活改善協議会の支出内容について（健康増進課） 千葉県食生活改善協議会に対して会費を負担しているが、同協議会は総会開催に当たり、千葉県栄養士会及び千葉県調理師会から祝儀として金銭を受領する一方、同栄養士会及び同調理師会に対して同額程度の祝儀を支出している。公的な団体間での不明朗な祝儀等金銭の授受は不要と認められることから、同協議会事務局に働きかけられたい。 (4) 汚染地下水対策費用の負担の在り方について（生活環境課）	待機児童の解消のため、公立保育園の人員確保策を講じて入園児童数の増加を図るなど、施設新設だけでなく今ある施設の有効活用にも努めてまいります。 (2) 子育て支援に係る各センターの連携に向けた体制整備について（子育て支援課） これまでも、子育て世代包括支援センターを支援の入り口として、直接的に子育ての手伝いを必要とする方には『ファミリーサポートセンター』を、母子の交流の場や遊び場を求めている方には『子育て支援センター』をご案内してまいりました。更に、定例会を開催いたしまして情報共有と連携に努めておりますが、これからも縦割りとならないよう、連携体制構築に、より一層心がけてまいります。 (3) 千葉県食生活改善協議会の支出内容について（健康増進課） 千葉県食生活改善協議会事務局に対し、祝儀のやり取りについて経緯等を確認し、適切な支出について検討を依頼してまいります。 (4) 汚染地下水対策費用の負担の在り方について（生活環境課）

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
市は水質汚濁防止対策事業として、有機塩素系化合物による汚染地下水の汚染源究明及び浄化対策を実施している。土壌汚染については、土壌汚染対策法によって、人の健康被害が生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事が土地の所有者等に対し、有害物質の除去、拡散の防止その他の汚染の除去等の措置を命ずるとあることから、土地の利用者又は所有者の責任と負担で対策を講じることとなる。さらに、浄化対策により土地の評価が上昇し、その効果は土地所有者に帰属することを鑑みると、汚染対策費用の負担は土地利用者又は所有者に負わせるべきであるため、現状の汚染対策費用の負担の在り方について検討されたい。 (5) 随意契約について（廃棄物対策課） 容器包装リサイクル法対象品目処理業務委託については、毎年、同一業者と随意契約で多額の契約を締結している。市内及び近隣で当該処理業務が可能で資格者名簿に登録されている業者が他にいないことを理由としているが、処理業者の見積金額を、そのまま予定価格とし契約に及んでいることから１００パーセントの落札率となっている。周辺市の契約状況を調査することによって、処理業者について広範に情報収集し、登録業者を増やすなどにより入札制度の導入を検討されたい。 (6) 景観事業の推進について（都市計画課） 市は景観法に基づき佐倉市景観計画を策定し良好な景観形成を図ろうとしている。また、佐倉市景観条例を制定し、本年７月からは大規模建築物等の新增築等の届出制度も開始した。市は従前から町並み景観等については産業振興課や文化課が、また、歴史的景観としての街並み保存整備事業も対象とした佐倉商工会議所の「商工業振興基金」へ多額拠出するなど景観事業に取り組んできた経緯がある。単に計画を策定し事足りることなく、佐倉市内の景観について組織横断的な全庁的観点からの取り組みを行い、実のある景観事業を推進されたい。 (7) (仮称) 佐倉西部自然公園の整備基本計画の具体化について（公園緑地課） (仮称) 佐倉西部自然公園については、当初取得日から１０年以上、整備基本計画策定からも１０年近く経過している。敷地内の４１パーセントが	本市の水質汚濁防止対策事業は、水質汚濁防止法及び千葉県環境保全条例等に基づき実施しております。また、併せて土壌汚染を発生させているケースでは、土壌汚染対策法をも踏まえる必要がある事業となっております。 これら関係法令において県及び市等の役割が明記されており、課題解決には千葉県との連携が必須であることから、汚染対策費用の負担の在り方を含め、千葉県と協議してまいります。 (5) 随意契約について（廃棄物対策課） 予定価格の決定に際しては、他市の状況や他地域の事業者の見積額を参考にするなど、適正な価格の把握に努めてまいります。 (6) 景観事業の推進について（都市計画課） 市内の景観への取り組みについては、景観計画に基づき、関係課・団体と連携を図りながら、景観事業の推進に努めてまいります。 (7) (仮称) 佐倉西部自然公園の整備基本計画の具体化について（公園緑地課） (仮称) 佐倉西部自然公園については、現状における基本計画の進捗状況を検証するとともに、今後の具体的な方向性について検討してまいります。

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
民有地であり、地権者８４名から借り上げて運営しているが、状況に応じて都度、土地購入が発生している。里山景観の保全を目的として当該公園緑地を取得した経緯からすると、借地の存在は不安定であり、地権者にこの経緯を十分に理解していただくことが肝要である。地権者の意向で当該事業に支障をきたさないよう万全を期すとともに、このような状態を放置すると、無尽蔵に整備費が膨らみかねないことから、自然公園としての目的を完遂するため、現状における基本計画の進捗状況を検証し、基本計画に沿った今後の具体的な方向性を早急に示されたい。 （８）危険コンクリートブロック塀等の早期除去について（建築指導課） 危険コンクリートブロック塀等については、特に通学路を中心として、大阪府北部地震後に見直しを行った結果、市内５６か所の危険箇所（１１月８日時点）を把握している。 今後は、危険コンクリートブロック塀等の除去及び生垣転換について、所有者への要請及び助成制度の周知を徹底し、危険箇所の早期除去に努められたい。 （９）空き家バンク未登録物件への対応について（住宅課） 佐倉市内に現存する約２，０００棟の空き家のうち、空き家バンクに登録しているものは９１棟に過ぎない。空き家バンクは、空き家を売買・賃貸したい人だけが利用しており、放置されている家屋の問題解消につながっていない現状にある。 今後は、所有者不明の空き家を含めて、空き家バンク未登録物件への対応を、また、空き家の老朽化に伴う周辺住環境の悪化への対策にも配意されたい。 （１０）選挙事務への若年者等市民の活用について（選挙管理委員会事務局） 選挙年齢が１８歳以上に引き下げられてから２回の国政選挙と県知事選挙があったが、１８歳、１９歳投票率は、全年代を通じて低い２０代と３０代よりは高いが、市全体の投票率よりは低い状態にある。若年層に選挙に関しての関心を持ってもらい、積極的な参加につなげるために、また、各種選挙のたびに市職員を大量に動員しての選挙事務執行体制を大きく変革するためにも、突発的	（８）危険コンクリートブロック塀等の早期除去について（建築指導課） 見直しの結果、危険と判断されたものにつきましては、所有者等に文書にて要請をしております。 また、市のホームページや広報誌における情報提供、無料相談会の開催、産業まつりや市民防災訓練における啓発活動などにより、助成制度の周知を徹底し、危険箇所の早期除去に努めてまいります。 （９）空き家バンク未登録物件への対応について（住宅課） 佐倉市内に現存する空き家で、空き家バンク未登録物件への対応としましては、引き続き空き家バンク制度へ登録を促すほか、不動産事業者との連携や住宅に関する補助制度等を活用する中で、流通の促進に努めてまいります。 また、所有者不明の空き家を含め、空き家の老朽化等に関する相談があった場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切な対応を行ってまいります。 （１０）選挙事務への若年者等市民の活用について（選挙管理委員会事務局） 引き続き、選挙啓発事業に努めるとともに、市内の高等学校及び短期大学とも連携し、若年層への啓発活動を行ってまいります。 併せて、高校生や大学生等の選挙事務従事が図られるよう、関係機関との協議を行ってまいります。 また、投票に事務従事する非常勤臨時職員については、市民等から公募を行うなかで、当日投票所での事務にも、活用してまいります。

指 摘 事 項 等	措 置 結 果 等
な衆議院選挙は別として、あらかじめ投票日が特定可能で準備期間が確保できる選挙に関しては、啓発及び体験の両面から高校生や大学生等の若年者を活用しての執行に当たられたい。 また、佐倉市においては期日前投票所に事務従事する非常勤臨時職員については、市民からの公募により採用している実績がある。 当日投票所に事務従事する非常勤臨時職員についても、市民からの公募によって対応することができないか、検討されたい。	